

改正

平成29年10月6日条例第39号

平成30年3月20日条例第18号

令和元年9月5日条例第20号

令和元年12月16日条例第42号

令和2年10月13日条例第48号

令和3年12月16日条例第89号

令和5年3月30日条例第21号

令和5年6月30日条例第43号

令和5年10月17日条例第52号

令和6年3月28日条例第14号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条～第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条～第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条

第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定めるものとする。

(用語の意義及び字句の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設の設置者等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者等は、当該特定教育・保育又は特定地域型保育を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者等は、当該特定教育・保育又は特定地域型保育を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第5条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）の設置者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）の設置者は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できる方法で選考するものとする。

4 特定教育・保育施設の設置者は、前2項の選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保

育事業の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）の設置者は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）により、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに法第20条第1項の規定による申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定に係る変更の認定の申請が遅くとも当該教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給

付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設の設置者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、当該特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設の設置者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設の設置者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育

給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設の設置者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、第3項及び第4項の費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の額及びその用途並びに教育・保育給付認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前条第2項の規定により法定代理受領を受けない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

（1） 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

（2） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

（3） 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項

（4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針（以下「保育所指針」という。）

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、同項第1号に掲げる事項を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設の設置者は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護

者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を定期的に受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設の設置者は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を教育・保育給付認定を行った市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- （1） 施設の目的及び運営の方針
- （2） 提供する特定教育・保育の内容
- （3） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （4） 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日
- （5） 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- （6） 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- （7） 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項

及び第3項の選考の方法を含む。)

- (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待等の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(重要事項の揭示等)

第23条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用の申込みを行おうとする教育・保育給付認定保護者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、当該重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもに対する平等取扱いの原則)

第24条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 削除

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、小学校、他の特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設の設置者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）

その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設の設置者、地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設の設置者、地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応等)

第30条 特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行う

とともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分経理)

第33条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設の設置者は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条の規定による提供した特定教育・保育に係る記録
- (2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (3) 第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）の設置者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設の設置者が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定

教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）の設置者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設の設置者が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。

も」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第31条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例第35条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例第37条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第46条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明並びに同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務の体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前項の選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設の設置者等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る市の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第41条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設の設置者等において継続的に提供される教育・

保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の額及びその用途並びに教育・保育給付認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の費用の額の支払に係る同意については、文書

によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、保育所指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項の選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員に

よって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。

ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 保育所指針に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条の規定による提供した特定地域型保育に係る記録
- (3) 次条において準用する第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給

付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法で」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象とな

る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設の設置者等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設の設置者等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設の設置者等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定教育・保育施設の設置者等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設の設置者等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設の設置者等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。
- (特定保育所に関する特例)
- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）の設置者が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子

ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 3 特定保育所の設置者は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（利用定員に関する経過措置）

- 4 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

- 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則（平成29年10月6日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月5日条例第20号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月16日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月13日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月16日条例第89号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日 条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日 条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 17 日 条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日 条例第 14 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱

27 川市保第 306 号

平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第35条第4項の規定に基づき設置する保育所及び川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第5条の規定に基づき法人その他の団体に管理を行わせる川崎市保育園（以下「民間保育所」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項の確認を受けて運営を行うにあたり、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「認可基準条例」という。）及び川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第36号。以下「運営基準条例」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、認可基準条例及び運営基準条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の内容を向上させ、もって児童の心身の健全な育成を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(利用定員)

第2条 利用定員及びその歳児別内訳は、施設の規模や当該地域の保育需要等を考慮して、設置者と市が協議の上、支援法等に定めるところにより、決定するものとする。

2 保育の実施にあたっては、利用定員及びその歳児別内訳に従って行うことを基本とするが、認可基準条例に定める設備及び職員配置の基準等を逸脱しない範囲において、運営基準条例第22条ただし書に基づき、定員の弾力化を図ってよいものとする。ただし、その弾力化は概ね125%までとし、それを超える場合又は連続する過去5年度間常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合は、定員を増員するよう指導するものとする。

3 利用定員の変更については、支援法等に定めるところによるほか、市と設置者において事前の協議を要するものとし、市が定める期日までに行うものとする。

(受入年齢)

第3条 本市において、この要綱の施行日以後に設置する民間保育所の受入年齢は、別に市から指定がない限り、生後5か月からの受入れを原則とし、施行日前までに設置された民間保育所にあつては、従前からの受入年齢によるものとする。ただし、設置者の申請により、市と協議の上、生後43日目から5か月未満までの受入れをすることもできるものとする。

2 受入年齢の変更については、市と設置者において事前の協議を要するものとし、市が定める期日までに、当該施設の利用申込状況や当該地域の受入年齢の均衡等を考慮して行うものとする。

(設備の基準)

第4条 認可基準条例附則第5項に規定する乳児室又はほふく室の面積の読み替えについて、乳児室及びほふく室を兼用する場合には、さらに、「乳児室及びほふく室は2. 475平方メートル以上」と読み替えるものとする。

(職員)

第5条 本市内の民間保育所にあつては、原則として、認可基準条例第47条第1項各号に規定する者のほか、施設長を置くものとする。

2 施設長は、原則として、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「留意事項通知」という。）に定める要件を満たすものとし、利用定員が60人未満の民間保育所にあつては、併せて保育士資格を有する者とする。

3 認可基準条例第47条第2項の保育士の数の算定方法は、日々、年齢別の実員を各職員配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めて得た数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数とし、その配置は、常勤とする。

4 前項に定めるもののほか、保育士の数は、利用定員が90人以下の施設にあつては1人、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設にあつては1人、主任保育士を主任業務に専任化させるための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける施設にあつては1人、専任の保育士を増員することで、キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備するための子どものための教育・保育給付費等の加算（以下、「チーム保育推進加算」という。）を受ける利用定員120人以下の施設にあつては1人、チーム保育推進加算を受ける利用定員121人以上の施設にあつては2人までを常勤又は留意事項通知に定める常勤換算値により配置するものとし、さらに、休憩・休息保育士として、当分の間、日々、年齢別の実員を各職員配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めて得た数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数で、利用定員又は実員に係る当該数のいずれが多いほうの数を4で除して小数点第1位を切り上げて得られる数及び年休代替保育士として、各施設1人を常勤にて配置するよう努めるものとする。

4の2 年齢別の実員が第2条第1項の規定に基づき決定した利用定員及びその歳児別内訳を恒常的に下回る要因が、保育士の確保が困難である等の理由によるものであれば、保育士を確保するよう努めるものとする。

5 生後43日目から5か月未満までの乳児の保育（以下「産休明け保育」という。）を実施する施設においては、第3項及び第4項に規定するもののほか、対象児2人につき対応保育士1人を常勤換算にて配置するよう努めるものとする。

6 認可基準条例附則第7項及び第9項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。

7 本市内の民間保育所における調理員の数は、利用定員の区分に応じて、40人以下の施設においては1人、41人以上の施設においては2人を常勤にて配置するものとする。なお、調理業務を全部委託する施設にあつても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないようにするものとする。

8 調理員の数は、前項に規定するもののほか、利用定員の区分に応じて、61人以上1

50人以下の施設においては1人、151人以上240人未満の施設においては2人、240人以上の施設においては3人を常勤にて配置するよう努めるものとする。なお、調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないように努めるものとする。

- 9 本市内の民間保育所における嘱託医は、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。
- 10 本市内の民間保育所にあつては、認可基準条例第47条第1項各号に規定する者のほか、保健師、看護師又は准看護師及び栄養士を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。なお、その場合には、認可基準条例附則第6項に規定するもののほか、その適用とならない保育所に係る第4項後段及び第5項に規定する保育士の数に、保健師、看護師又は准看護師を1人まで、第7項及び第8項の調理員の数に、栄養士を人数分まで含められるものとし、調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、同様の取扱いとする。

(障害児保育)

第6条 本市内の民間保育所にあつては、障害児の受入れは全施設で実施するものとする。

- 2 障害児の受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定するものとする。
- 3 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では、受入れが困難な場合には、職員の加配を行うものとする。

(開所時間及び土曜保育の取扱い)

第7条 認可基準条例第48条第2項に規定する開所時間は、民間保育所にあつては、7時から18時まで又は7時30分から18時30分までのいずれかとする。ただし、夜間保育所にあつては、11時から22時までとする。

- 2 土曜保育については、1人でも利用希望がある場合には、開所するものとし、1人も利用希望がない場合は、この限りではない。
- 3 土曜保育の実施にあたっては、あらかじめ、利用者と十分な連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるように努めるものとする。

(保育時間及びならし保育の取扱い)

第8条 本市内の民間保育所における中心と定める保育時間（以下「コアタイム」という。）は、8時30分から16時30分まで又は9時から17時までのいずれかとする。ただし、夜間保育所にあつては、11時から19時までとする。

- 2 認可基準条例第48条第3項に規定する保育時間の設定については、各福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、保育標準時間認定の場合は前条第1項の開所時間の範囲内で、保育短時間認定の場合は前項のコアタイムの範囲内で行うものとする。
- 3 ならし保育中の保育時間については、子どもが保育所の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くないよう配慮するものとする。

(子どもの健康診断等)

第9条 本市内の民間保育所にあつては、子どもの心身の状態に応じて保育をするため、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的かつ必要に応じて

随時に、把握をするものとする。

- 2 本市においては、認可基準条例第15条第1項に規定する入所時の健康診断は、入園前に行うものとし、定期の健康診断は、原則として2か月に1回行うものとする。ただし、原則として定期の健康診断を行わない月であっても、嘱託医における保育所への出勤を受け、子どもの健康管理に係る助言・指導や、個別に健康状態等の確認が必要な子ども及び当該健康診断を行わない月に受診時期を分散した子どもに対する健康診断を実施するものとする。
- 3 入所時の健康診断は、入所した子ども全てに対して実施するものとし、定期の健康診断は、0・1歳児にあつては原則として2か月に1回、2歳以上児にあつては原則として4か月に1回実施するものとする。ただし、4月から7月のプールの実施前までに行う定期の健康診断は、プール前健康診断として、全ての子どもが受診できるよう努めるものとする。
- 4 前2項に規定するもののほか、年1回、歯科健康診査を実施するものとする。
- 5 本市内の民間保育所にあつては、認可基準条例第13条第2項に規定するもののほか、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、嘱託医に報告をし、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとする。また、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。
- 6 本市内の民間保育所にあつては、投薬は原則、行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。
- 7 保育所内での乳幼児突然死症候群の予防のため、子どもの睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

(職員の健康診断等)

- 第10条 本市内の民間保育所に勤務する職員については、労働安全衛生関係法令に定めるところにより、雇入時及び定期に健康診断を実施するとともに、認可基準条例第15条第4項の規定に基づき、調理・調乳等に従事する全ての職員については、毎月、事前に検便を行い、異常がないことを確認するものとする。

(給食)

- 第11条 本市内の民間保育所における給食は、3歳未満児に対しては、主食及び副食を提供するものとし、3歳以上児に対しては、主食及び副食又は副食を提供するものとする。ただし、本市において、この要綱の施行日以後に設置する民間保育所においては、3歳以上児に対しても、主食を提供するものとする。
- 2 入所している子どもに給食を提供するときは、認可基準条例第14条第2項に定めるところにより、その発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食、除去食、配慮食等の対応をできる限り行うものとする。
 - 3 除去食の提供にあたっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。
 - 4 認可基準条例第14条第3項に規定する献立の作成にあたっては、必要に応じて、本市から提供する統一献立を参考とするものとする。

5 給食等の提供にあたっては、必ず、事前に検食を実施するものとする。

(事故の連絡及び報告)

第12条 認可基準条例第22条第2項及び運営基準条例第32条第2項の規定に基づく市への連絡及び報告は、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについて行うものとする。

(防犯対策)

第13条 本市内の民間保育所にあつては、認可基準条例第21条に規定する非常災害対策のほか、施設設備面における安全確保や不審者情報がある場合の連絡体制等、必要な防犯上の対策を講じるものとする。

(虐待等の防止)

第14条 本市内の民間保育所において、入所している子どもに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、速やかに、市、福祉事務所、児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。

(保護者との連絡)

第15条 認可基準条例第50条に規定する保護者との連絡は、登降園時の確認報告のほか、連絡帳の活用、保育参観、個人面談、クラス懇談会等を通じて行うものとする。

(苦情への対応等)

第16条 本市内の民間保育所にあつては、認可基準条例第20条第1項及び運営基準条例第30条第1項に規定する窓口の設置その他の必要な措置として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 前項に規定する苦情解決の体制については、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第17条 運営基準条例附則第2項に基づく同第13条第3項の読み替えによって、本市内の民間保育所において、支払いを受けることが認められるものは、別に市が定め、又は、認めるものに限るものとする。

(規程)

第18条 本市内の民間保育所にあつては、認可基準条例第17条第2項及び運営基準条例第20条に規定する運営規程のほか、当該施設及び施設の職員に適用する就業規則、給与規程、経理規程等の必要な規程類を整備するものとする。

(会計の区分経理等)

第19条 本市内の民間保育所にあつては、運営基準条例第33条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定教育・保育事業に係る会計区分（以下「事業区分」という。）の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び保育所を経営する事業に係る現況報告書を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分（以下「拠点区分」という。）を設け、拠点区分の収支予算書、収支計算書又は損益計算書（当該収支計算又は損益計算に係る明細書及び内訳表を含む。）及び貸借対照表を作成するものとする。また、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、事業区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。

- 2 前項に規定する財務関係書類の提出は、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類の提出に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書の提出と併せて行うものとする。
- 3 本市等から支給される子どものための教育・保育給付費等の使途については、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定めるところにより取扱うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
（廃止）
- 2 川崎市民間保育所運営費基準（平成22年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

川崎市延長保育事業実施要綱

11 川健育企第15号
平成11年4月1日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内の児童福祉法第39条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）において、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに対し、同法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「延長保育」という。）を実施する場合の取扱いについて定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本市における延長保育の内容は、次のとおりとする。

(1) 保育所（夜間保育所を除く。次号から第5号において同じ）等で行う開所時間後30分延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午後6時又は6時30分を超えて保育時間を後ろに30分延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(2) 保育所等で行う開所時間後1時間延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午後6時又は6時30分を超えて保育時間を後ろに1時間延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(3) 保育所等で行う開所時間後1時間30分延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午後6時又は6時30分を超えて保育時間を後ろに1時間30分延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(4) 保育所等で行う開所時間後 2 時間延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午後 6 時を超えて保育時間を後ろに 2 時間延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(5) 保育所等で行う開所時間前 30 分延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前 7 時 30 分から保育時間を前に 30 分延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(6) 夜間保育所で行う開所時間前 2 時間延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前 11 時から保育時間を前に 2 時間延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(7) 夜間保育所で行う開所時間前 2 時間 30 分延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前 11 時から保育時間を前に 2 時間 30 分延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(8) 夜間保育所で行う開所時間前 3 時間延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前 11 時から保育時間を前に 3 時間延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

- (9) 保育所等で、短時間認定児に対し、その8時間の利用の基本となる保育時間を
超えて開所時間内で行う延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前8時30分又は9時から保育時間を前に午前7時又は
7時30分まで延長し、かつ、午後4時30分又は5時を超えて保育時間を後ろ
に午後6時又は6時30分まで延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2人以上を配置する。た
だし、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人
で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士を1人とすることが出来るも
のとする。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(民間保育所の費用請求)

第3条 市内の民間の保育所等（川崎市保育園条例第5条第1項の規定により法人その
他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を除く。）は、市長に対し、他の市区町村に居
住し市内の民間の保育所等で延長保育を実施している児童分を含めた延長保育対象児
童の本事業に関わる費用を別に定めるところにより請求する。

(他市区町村への費用請求)

第4条 市長は、市内の保育所等で本事業を実施した他の市区町村児童分について、別
に定める基準により当該市区町村に請求するものとする。

(延長保育料)

第5条 市長又は民間の保育所等（川崎市保育園条例第5条第1項の規定により法人その
他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を含む。）の施設長は、延長保育利用の申請
を行い、延長保育の実施を決定した児童（他の市区町村に居住する児童を含む。）の保
護者から、次のとおり延長保育料を徴収する。ただし、生活保護法による被保護世帯、
前年度（4月から8月までの延長保育利用に限る。9月から3月までの延長保育利用に
おいては当年度とする。以下この条において同じ。）市民税非課税世帯、川崎市寡婦
（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第3条に掲げる要件を満たす場合
に、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同第12号に規定する寡
夫であるとみなし、同第295条第1項第2号の適用により前年度市民税非課税相当
となる世帯又は川崎市保育園条例第9条及び川崎市子ども・子育て支援法施行細則第
10条第1項により保育料が免除された世帯に属する児童の延長保育料は徴収しない。

- (1) 川崎市立保育所（川崎市保育園条例第5条第1項の規定により法人その他の団
体に管理を行わせる保育所を含む。以下同じ。）

川崎市立保育所においての延長保育料月額、川崎市保育園条例施行規則第9条
に基づき、1月につき、1日当たり30分までの延長保育利用を1単位とし、その
単位ごとに1,000円を乗じた額とする。

- (2) 民間の保育所等（川崎市保育園条例第5条第1項の規定により法人その他の団

体に管理を行わせる川崎市立保育所を除く。以下、特に定める場合を除き同じ。)

民間の保育所等においての延長保育料月額、川崎市保育園条例施行規則第9条に準じて、1月につき、1日当たり30分までの延長保育利用を1単位とし、その単位ごとに1,000円を乗じた額とする。

なお、民間の保育所等(川崎市保育園条例第5条第1項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を含む。)が第2条各号に規定する延長保育を日単位で利用することを認める場合には、1日につき、30分までの延長保育利用を1単位とし、その単位ごとに500円を乗じた額をガイドラインとして延長保育料を徴収することができるものとする。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、平成26年4月1日からこの要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、延長保育利用の申請を行い、延長保育の実施を決定した児童の保護者で、第5条但書きに規定する前年度市民税非課税相当となる世帯に属するものが、施行日から同年10月31日までの間に川崎市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第5条に定めるところにより市長に申請した場合には、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

建築基準法施行令

(防火区画)

第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分

二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第十四項において同じ。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第二百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

二 階段室の天井（天井のない場合にあつては、屋根。第三項第四号において同じ。）及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第一百十二条第十六項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々一平方メートル以内とし、かつ、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。

六 階段に通ずる出入口には、法第二条第九号の二に規定する防火設備で第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。

七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から二メートル以上の距離に設けること。

二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。

三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。

二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

三 階段室、バルコニー及び付室は、第六号の開口部、第八号の窓又は第十号の出入口の部分（第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供

するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

四 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

五 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第百十二条第十六項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

七 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

八 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。

九 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。

十 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第一項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。

十一 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

十二 建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる特別避難階段の十五階以上の各階又は地下三階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第一（い）欄（一）項又は（四）項に掲げる用途に供する居室にあつては百分の八、その他の居室にあつては百分の三を乗じたものの合計以上とすること。

建設業法施行令

(建設工事の見積期間)

第六条 法第二十条第四項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上

二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上

三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

2 国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。